

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

一般社団法人富山県歯科医師会（以下、甲という）と一般社団法人富山県歯科技工士会（以下、乙という）は大規模災害発生時に地域住民への歯科保健医療活動等に寄与するため、次のとおり相互の連携を強化するための協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害等が発生した場合、甲が行う歯科医療救護活動及び歯科保健衛生活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班等の派遣）

第2条 甲は、富山県より災害時の歯科医療救護に関する協定に基づき、災害医療対策チームへの参加要請・歯科医療救護班の派遣要請を受け、歯科医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対し歯科医療救護班等の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班等を編成し、これを派遣するものとする。

3 甲は、日本歯科医師会、富山県医師会等より歯科医療救護のため派遣要請を受け、歯科医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して協力依頼を行い、乙は所属する会員の派遣について最大限の協力を行うものとする。

（相互連携事項）

第3条 両者は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 歯科傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 歯科傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の設定
- (3) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (4) その他必要な措置

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに意思表示がないときには、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、別途、両者で協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 3月 7日

甲：富山市五福字五味原2741-2
一般社団法人富山県歯科医師会

会長

山崎安仁



乙：富山市新富町2丁目5-22
一般社団法人富山県歯科技工士会

会長

上口康成

